

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成18年12月
(第2回訂正分)

平田機工株式会社

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価格等の決定に伴い、証券取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成18年12月5日に関東財務局長に提出し、平成18年12月6日にその届出の効力は生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成18年11月9日付をもって提出した有価証券届出書及び平成18年11月24日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集1,500,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し600,000株（引受人の買取引受による売出し500,000株・オーバーアロットメントによる売出し100,000株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成18年12月4日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

3. 「第1 募集要項」に記載の募集（以下「本募集」という。）並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」とは別に、需要状況を**勘案した結果、新光証券株式会社が当社株主より借入れる当社普通株式100,000株**の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を**行います。**

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

2【募集の方法】

平成18年12月4日に決定された引受価額（**2,046円**）にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の証券会社（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（**発行価格2,200円**）で本募集を行います。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社ジャスダック証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」（以下「上場前公募等規則」という。）第3条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「1,465,500,000」を「**1,534,500,000**」に訂正

「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「1,465,500,000」を「**1,534,500,000**」に訂正

<欄外注記の訂正>

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。

(注) 5. の全文削除

3【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価格（円）」の欄：「未定（注）1.」を「2,200」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）1.」を「2,046」に訂正

「資本組入額（円）」の欄：「未定（注）3.」を「1,023」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）4.」を「1株につき2,200」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたしました。

発行価格の決定に当たりましては、仮条件（2,000円～2,200円）に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された需要件数が多かったこと。

③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、2,200円と決定いたしました。

なお、引受価額は2,046円と決定いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格（2,200円）と会社法上の払込金額（1,700円）及び平成18年12月4日に決定された引受価額（2,046円）とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は1,023円と決定いたしました。

4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額（1株につき2,046円）は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

7. 販売にあたりましては、取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。（略）

（注）8. の全文削除

4【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄：2. 引受人は新株式払込金として、平成18年12月13日までに払込取扱場所へ引受価額と同額（1株につき2,046円）を払込むことといたします。

3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額（1株につき154円）の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

1. 上記引受人と平成18年12月4日に元引受契約を締結いたしました。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、10,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の証券会社に販売を委託いたします。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額（円）」の欄：「2,929,500,000」を「3,069,000,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「2,909,500,000」を「3,049,000,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

(2)【手取金の使途】

上記の手取概算額3,049,000千円については、事業の拡大及び効率化を目的とした機械装置購入等の設備資金として176,440千円、財務体質の更なる強化を図るための有利子負債の返済費用として2,391,060千円、新会社の設立資金及び子会社の持分買取費用として481,500千円に充当する予定であります。

(注) 1. 「1 新規発行株式」の(注) 2. に記載の自己株式の処分による手取概算額252,704千円については有利子負債の返済に充当する予定であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成18年12月4日に決定された引受価額(2,046円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）(2)ブックビルディング方式」に記載の証券会社（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格2,200円）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株券受渡期日（当社の自己株式の売出分については「第1 募集要項」における払込期日）に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「1,050,000,000」を「1,100,000,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「1,050,000,000」を「1,100,000,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しとは別に、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

4. 当社が売出人となる株式は、当社が保有する株式であり、当社は平成18年11月9日開催の取締役会において、売出しによる自己株式の処分に関する決議を行っております。

(注) 3. 4. の全文削除

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1.（注）2.」を「2,200」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）2.」を「2,046」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）2.」を「1株につき2,200」に訂正

「元引受契約の内容」の欄：「未定（注）3.」を「（注）3.」に訂正

<欄外注記の訂正>

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。

3. 元引受契約の内容

証券会社の引受株数 新光証券株式会社 500,000株

引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき154円）の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と平成18年12月4日に元引受契約を締結いたしました。

<参考>自己株式の処分の要項

(2) 売出価格（2,200円）と会社法上の払込金額（1,700円）及び平成18年12月4日に決定された引受価額（2,046円）とは各々異なります。

(3) 申込証拠金のうち引受価額相当額（1株につき2,046円）は、「第1 募集要項 3 募集の条件（2）ブックビルディング方式」における払込期日に、自己株式の処分に対する払込金に充当いたします。申込証拠金には利息をつけません。

(5) 自己株式の処分による手取金の使途

① 自己株式の処分による手取金の額

払込金額の総額（円）	処分諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
<u>253,704,000</u>	1,000,000	<u>252,704,000</u>

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、自己株式の処分に対して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

② 手取金の使途

上記自己株式の処分による差引手取概算額252,704千円については、「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」の（注）1. をご参照下さい。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「210,000,000」を「220,000,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「210,000,000」を「220,000,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、新光証券株式会社が行う売出しであります。

（注）5. の全文削除

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1.」を「2,200」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）1.」を「1株につき2,200」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 売出しに必要な条件については、平成18年12月4日に決定いたしました。

第3【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたり、これとは別に、その需要状況を勘案した結果、本募集並びに引受人の買取引受による売出しの主幹事会社である新光証券株式会社(以下「主幹事会社」という。)が当社株主から借入れる当社普通株式100,000株の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。

これに関連して、主幹事会社は、100,000株を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュエアオプション」という。）を、平成18年12月14日から平成19年1月10日までを行使期間として、上記株主から付与されております。

また、主幹事会社は、平成18年12月14日から平成19年1月10日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上記当社株主から借入れる株式（以下「借入れ株式」という。）の返却を目的として、株式会社ジャスダック証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（100,000株）を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。主幹事会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引が全く行われず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引が終了される場合があります。

なお、主幹事会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（100,000株）からシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、グリーンシュエアオプションを行使する予定であります。